

働き方・仕事の進め方改革に向けた職場の課題分析業務委託
公募型プロポーザル実施説明書

平成30年10月

川崎市上下水道局

1 プロポーザルの概要

本市では、長時間勤務の是正、業務改革・改善などの「職員の働く環境の整備と意識改革」と、女性活躍推進・次世代育成支援、障害者雇用の拡大などの「多様な働き方の推進」に関する具体的取組を明らかにし、本市職員の「働き方・仕事の進め方改革」を全庁的に推進し、もって、市民サービスの向上を図ることを目的として、「川崎市働き方・仕事の進め方改革推進プログラム【平成30（2018）年度】」が平成30年3月に策定された。

これに合わせ、川崎市上下水道局（以下「局」という。）では、平成30年4月に「上下水道局働き方・仕事の進め方改革推進プログラム【平成30年度】」を策定し、業務改善・改革の一つとして、業務量等の観点から課題がある職場について、外部の専門的知見による業務分析を活用し、効率化に向け取り組むこととしている。

このことを踏まえ、局の働き方・仕事の進め方改革に向けて、本市の指定する職場における専門的な見地からの課題分析業務を行うものであり、本業務を効果的に実施するには業務分析に関する豊富な実績等が受託者に求められることから、「川崎市上下水道局業務委託に関するプロポーザル方式事務取扱要綱」に則り、公募型プロポーザル方式により広く資格要件を満たす者から技術提案を求め、受託適格者を特定するものである。

2 委託名

働き方・仕事の進め方改革に向けた職場の課題分析業務委託

3 履行場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所第2庁舎4階、その他局が指定する場所

4 履行期限

契約の日から平成31年3月22日まで

5 業務内容

履行場所に配置する川崎市上下水道局下水道部管路保全課を対象職場（業務内容は下水道（管きよ）管理の総括、下水道台帳の整備・システム管理、開発行為に関する協議、災害・事故対応等）とし、次の業務を行う。

（1）課題の把握

対象職場における業務、執行体制等についての管理職へのインタビュー等を通じて、課題設定を行う。

（2）課題分析

対象職場における業務、執行体制等について課題の分析を行う。分析に当たっては、専門的な見地から対象職場における事実を可視化し、働き方・仕事の進め方改革のボトルネックとなる事柄を客観的に示すものとする。

（3）分析結果の説明

課題分析の結果について、対象職場へ説明を行う。

（4）報告資料の作成

課題分析結果等を局と協議しながら取りまとめ、報告資料を作成し、電子データで

納品する。電子データは、閲覧可能なソフトウェア(V i e w e r)が一般に公開されている汎用性が高い電子フォーマット(PDF等)によるものとし、CD-R又はDVD-Rに記録して提出すること。また、提出前に電子データのウィルスチェックを実施すること。

(5) 本事例の局内における共有

本事例について、局内共有を行う場を設けるための資料作成等の支援を行う。

6 プロポーザルの主催者等

- (1) 主催者 川崎市上下水道局
- (2) 担当課 総務部庶務課
- (3) 電話 044-200-0534
- (4) F A X 044-200-3982

7 プロポーザルの日程

日程	項目
平成30年10月9日	プロポーザルの公告
平成30年10月9日	プロポーザル参加意向申出書の受付開始 公告内容に関する質問の受付開始
平成30年10月11日	公告内容に関する質問の受付終了
平成30年10月15日	公告内容に関する質問への回答
平成30年10月17日	プロポーザル参加意向申出書の受付終了
平成30年10月19日	参加資格確認結果通知書の交付 プロポーザル関係書類提出要請書の交付
平成30年10月22日	技術提案書等の受付開始 技術提案書作成に関する質問の受付開始
平成30年10月24日	技術提案書作成に関する質問の受付終了
平成30年10月26日	技術提案書作成に関する質問への回答
平成30年10月31日	技術提案書等の受付終了
平成30年11月中旬	技術提案書等に関するヒヤリングの実施
平成30年11月中旬	受託適格者の特定 結果通知書の交付

8 評価委員会の設置

本プロポーザルは評価委員会を設置し、川崎市上下水道局業務委託に関するプロポーザル方式事務取扱要綱（平成19年12月7日19川水総契第650号。以下「要綱」という。）第5条第7項に掲げる事項を行うこととする。

9 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 川崎市上下水道局契約規程（昭和41年水道局規程第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中ではないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱（昭和63年9月1日63川財工第166号）による指名停止期間中でないこと。
- (3) 平成29・30年度川崎市業務委託有資格業者名簿において、委託業務の業種「その他業務」・種目「その他」で登録されている者であること。

10 プロポーザル方式実施説明書・参加意向申出書等の配布及び提出

本プロポーザルの実施説明書は、下記（1）の場所及びホームページ（<http://www.city.kawasaki.jp/800/page/0000100472.html>）で配布する。

また、本プロポーザルにおいて技術提案書等（以下「提案書等」という。）を提出しようとする者は、「プロポーザル参加意向申出書」（要綱第3号様式。以下「参加意向申出書」という。）を下記（1）の場所に持参の上、提出しなければならない。

(1) 配布及び提出場所

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所第2庁舎3階）
川崎市上下水道局 総務部 庶務課
電話 044-200-0534

(2) 配布期間

平成30年10月9日から平成30年10月16日まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 提出期間

平成30年10月9日から平成30年10月17日まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(4) 提出方法

(1) に持参すること。なお、郵送による提出は認めない。

11 実施説明書に関する質問及び回答

本プロポーザルに参加を検討している者で、実施説明書の内容に関する質問がある場合は、質問書（書式は任意とする。）を提出すること。

なお、本質問については、評価基準に関する質問を受け付けない。また、技術提案書作成に関する質問に該当するものは、15の期間で対応する。

(1) 提出期間

平成30年10月9日から平成30年10月11日まで（午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとする。）

(2) 提出方法

電子メールを次のメールアドレス宛て送付すること。なお、容量は、1通あたり10メガバイト未満にすること。

80soumu【アットマーク】city.kawasaki.jp

※「【アットマーク】」は、「@」に置き換えること。

(3) 回答

質問書を提出した者及び参加意向申出書を提出した者には、すべての質問及び回答を一覧にして電子メールで送付する。

ア 回答日

平成30年10月15日

1.2 参加資格確認結果通知書等の交付

参加意向申出書を提出した者には、次により「参加資格確認結果通知書」（要綱第4号様式）を交付する。

また、参加資格が「有」と認められた者（以下「参加資格者」という。）には、併せて「プロポーザル関係書類提出要請書」（要綱第2号様式。以下「要請書」という。）を交付する。

なお、参加資格確認結果通知書等の郵送はしない。

(1) 交付場所

1.0 (1) に同じ

(2) 交付日時

平成30年10月19日（午後1時から午後5時までとする。）

(3) 非参加資格者の説明の請求及び回答

非参加資格者と通知された者が、その理由について疑義が生じた場合は、次により書面（書式は任意とする。）で説明を求めることができる。

ア 請求期間

平成30年10月19日から平成30年10月23日まで

イ 提出方法

1.1 (2) に同じ。

(4) 説明請求に対する回答

次により電子メールで回答する。

ア 回答日

平成30年10月25日

1.3 技術提案書等の提出

参加資格者は、次により「技術提案書」（要綱第1号様式）及び関連する添付資料等を提出すること。

(1) 提出場所

1.0 (1) に同じ

(2) 提出期間

平成30年10月22日から平成30年10月31日まで（土曜日及び日曜日を除く）

く。午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとする。)

(3) 提出方法

10(1)に持参すること。なお、郵送による提出は認めない。

(4) 提出資料

ア 技術提案書	1部
イ 技術提案書に関連する添付資料	1部
ウ 上記ア及びイの電子データ	1部

1.4 技術提案書作成に関する質問及び回答

技術提案書作成に関する質問がある場合は、質問書(書式は任意とする。)を提出すること。なお、本質問については、評価基準に関する質問は受け付けない。

(1) 提出期間

平成30年10月22日から平成30年10月24日まで(午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとする。)

(2) 提出方法

11(2)に同じ。

(3) 回答

参加資格者には、すべての質問及び回答を一覧にして、電子メールで送付する。

ア 回答日

平成30年10月26日

1.5 技術提案書作成の留意事項

参加資格者は、5に示す業務内容に対して明確な提案書を作成すること。

(1) 留意事項

ア 提案事項はすべて記述すること。

イ 提案事項と無関係な内容は記述しないこと。

ウ 当初から実現不可能である提案は記述しないこと。

エ 提案を実現するための費用は提案価格に含むこと。

オ 提案書及び添付資料は、参加資格者の会社名が特定できるような名称、シンボル等を含まないように作成すること。

(2) 技術提案書の様式

技術提案書は、A4判・縦型・横書き、左綴じを基本に、「技術提案書」(要綱第1号様式)を表紙とし、提案内容について最大片面10枚以内に記述すること。なお、提案価格については、指定様式1を使用すること。

また、提案内容を補足する資料の添付を認める。添付資料の様式は自由とするが、A4判・縦型・横書き、左綴じを基本とし、目次及びページを付して、提案書と容易に参照できるように作成すること。

(3) 電子データの様式

電子データは、閲覧可能なソフトウェア(Viewer)が一般に公開されている汎用性が高い電子フォーマット(PDF等)によるものとし、CD-R又はDVD-Rに記録して提出すること。また、提出前に電子データのウイルスチェックを実施す

ること。

(4) 提案価格

本業務委託を履行するために必要とする費用をすべて含めた提案価格（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）を提示すること。

なお、本プロポーザルにおける上限価格は、4,700千円（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）とする。

1.6 技術提案内容に対するヒヤリング

提出された提案書等の内容に対し、次の方法によりヒヤリングを実施する。

(1) 実施方法

提案書等の内容に関して、各参加資格者によるプレゼンテーションを実施し、質疑応答を行うこととする。

(2) 実施日時・場所

平成30年11月中旬（各参加資格者に対して別途通知する。）

(3) 禁止事項

ア 提案書等の内容と異なる説明や無関係な説明をすること。

イ 参加資格者の会社名が特定できるような服装や説明をすること。

ウ 当局が指定したヒヤリングの日時、場所に参集しないこと。

エ ヒヤリング実施時に当局の指示に従わないこと。

1.7 プロポーザルの評価

本プロポーザルの評価は、技術提案書等（添付資料を含む。）及びヒヤリングにより行うこととする。

1.8 プロポーザルの評価方法

プロポーザルの評価は、次に示す評価区分及び評価項目により行い、各評価の点数の総合計により総合評価点を算出する。

評価区分	評価項目
提案評価	
委託目的の理解度	委託目的が十分に理解されているか。
企画提案の内容	積極性、具体性、独創性、実現可能性が十分か。
知識・能力	本業務委託に当たって必要な知識、能力が十分か。
事業実施体制	本業務委託が無理なく、確実に実施されるか。
価格評価	
委託金額の概算見積	委託金額の概算見積額 採点方法：(1 - 提案価格 / 上限価格) × 10

提案評価点の配分：価格評価点の配分＝9：1

1.9 受託適格者の特定方法

(1) 特定方法

本プロポーザルにおける受託適格者は、提案評価点の配分の6割以上を獲得した者のうち、18で算出した総合評価点が最も高い者とする。ただし、総合評価点が最も高い者が2者以上いる場合は、提案評価の合計点が最も高い者を受託適格者とする。また、提案評価の合計点も同点である場合は、くじにより受託適格者を特定する。

なお、受託適格者として特定された者が契約締結までに辞退した場合、又は参加資格を喪失した場合は、その者を除いて、総合評価点が最も高い者を受託適格者とする。

(2) 受託適格者の対象外とする場合

次に示す項目に該当する場合は、総合評価点によらず受託適格者の対象外とする。

ア 局が技術提案書等に記載を求める各評価項目に対して記述がないとき又は無関係記述など不適切な内容を記述したとき。

イ 提案価格が当局の提示した上限価格を超えている場合

ウ 契約締結までに参加資格を喪失した場合

(3) 受託適格者の提案価格

受託適格者となるべき者の提案価格が、この契約内容に適合した履行がされない恐れがあると認められるときは、当該適格者を除き、総合評価点が最も高い者を受託適格者とする場合がある。

(4) 結果通知書の交付

20に示す参加資格喪失者を除き、提案書等を提出したすべての者に対し、次により評価の結果について「結果通知書」(要綱第8号様式)を交付する。なお、結果通知書は郵送しない。

ア 交付場所

10(1)に同じ

イ 交付日時

平成30年11月中旬(各参加資格者に対して別途通知する。)

(5) 説明請求

受託適格者に特定された者以外の者が、特定されなかった理由について疑義が生じた場合は、次により書面(書式は任意とする。)で説明を求めることができる。

ア 請求期間

結果通知書交付日から2開庁日以内(午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとする。)

イ 請求方法

11(2)に同じ。

ウ 説明請求に対する回答

電子メールで回答する。

20 参加資格の喪失等

(1) 参加資格の喪失

参加資格者が契約を締結する期限までの間において、次のいずれかに該当する場合は、参加資格を失うものとし、参加資格を失う者(以下「参加資格喪失者」という。)が既に提出した提案書等は無効とする。また、参加資格喪失者に対しては、参加資格を失う理由を「参加資格喪失通知書」(要綱第7号様式)により通知する。

- ア 9の資格要件を満たさなくなったとき。
- イ 提出した書類等に虚偽の記載をしたとき。
- ウ 評価委員会の委員となった者の援助を受けて提案書及びその関係書類を作成したとき。

(2) 参加資格喪失者の説明の請求及び回答

参加資格喪失者は、その理由について疑義が生じた場合は、次により書面（様式は任意とする。）で説明を求めることができる。なお、郵送による提出は認めない。

ア 請求方法

参加資格喪失通知書交付日から2開庁日以内（午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとする。）に11（2）の方法により書面を送付すること。

イ 説明請求に対する回答

電子メールで回答する。

2.1 評価結果等の公表

本プロポーザルの評価結果等（受託適格者、参加資格者の評価結果等）は、受託適格者特定後、当局のホームページ上で公表する。

2.2 契約交渉

当局は、受託適格者と契約締結の交渉を行う。

2.3 技術提案内容の履行確認及び留意事項

提案書等に記述された内容で仕様書に示された内容が、自然災害等の不可抗力により達成できない場合を除き、受託適格者の責により履行されなかった場合は、契約の目的を達成することができないと認め、契約を解除する場合がある。

2.4 特記事項

- (1) 本プロポーザルにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 本プロポーザルは、この実施説明書に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札心得等に定めるもの及び本案件の公告によるものとする。
- (3) 本プロポーザルは、参加資格者が1者となったとき中止する。ただし、上下水道事業管理者が認める場合はその限りではない。
- (4) 本プロポーザルにおいて、参加資格者から提出された提出書類、提案書等は、原則として返却しない。なお、これらの提出書類等は、受託適格者の特定以外の目的で使用しない。
- (5) このプロポーザルにおいて、提案書の作成・提出及びヒヤリングへの参加等に必要な費用は、参加者の負担とする。
- (6) 本プロポーザルにおいて配布する実施説明書及びその他の資料等は、プロポーザル参加に係る検討以外の目的で使用することを禁じる。
- (7) 本プロポーザルにおいて提示された提案価格は、本業務委託における予定価格の根拠資料とする。

- (8) 受託適格者は、当局との契約交渉において、速やかに提案内容の詳細について協議を行うこと。
- (9) 受託適格者特定後、提案書作成時には想定されなかった理由により、業務内容、費用等を変更する必要がある場合は、当局との協議により必要と認められる場合に限り、内容を変更することができる。
- (10) 受託適格者は、契約締結後、速やかに業務準備に着手すること。
- (11) 契約締結後、業務開始までに必要な準備は、受託者の費用により実施すること。
- (12) その他、詳細事項等について疑義が生じた場合は、当局と協議のうえ決定する。

2.5 様式集

本プロポーザルの提出書類及び提案書等で指定する様式は、次に示すものを使用すること。なお、本様式は、添付資料集とともに電子データをホームページ(<http://www.city.kawasaki.jp/800/page/0000100472.html>)で配布する。

- ・ 要綱第1号様式 技術提案書
- ・ 要綱第3号様式 プロポーザル参加意向申出書
- ・ 指定様式1 提案価格記入表